

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から59年3月まで

私は、妻がA市町村役場で私の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、口座振替により納付していたように記憶しているが、年金事務所からの回答によると、申立期間の保険料が未納とされている。

また、以前、私の年金記録について、氏名が誤って記録されていたことがあるので、申立期間の国民年金保険料の納付記録も誤った氏名で記録されているため、見つかっていない可能性が考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、申立人が申立期間前に居住していたB市町村において昭和49年5月14日に払い出されており、同市町村の国民年金被保険者名簿によると、50年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、上記の国民年金手帳記号番号とは異なる同手帳記号番号(*)が申立期間後に居住していたC市町村(現在は、D市町村)において59年4月に払い出されており、同市町村の国民年金被保険者名簿によると、51年7月1日に被保険者資格を取得(オンライン記録によると、資格取得日の記録が平成19年5月15日付けで昭和51年10月1日に訂正されている。)しており、「届出 59. 4. 12」と記載されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金の加入手続は、59年4月12日頃に行われたものと考えられる。

また、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間のうち昭和51年10月から56年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する上、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されている必要があるが、オンライン記録において、類似する氏名を含め氏名検索を行ったものの、上記二つの国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人及び妻から申立期間に係る国民年金の加入手続について具体的な供述も得られなかった。

さらに、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間のうち昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人から遡って保険料を納付したことをうかがわせる供述は得られず、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替により納付していたと思う。」と供述しているところ、制度上、口座振替を利用して遡って保険料を納付することはできない。

加えて、C市町村の国民年金被保険者名簿において、「口座振替」の記載が確認できることから、国民年金保険料の口座振替納付に係る手続が行われていたことが確認できるが、仮に、同市町村において国民年金の加入手続と同時に保険料の口座振替納付の手続が行われたとした場合、申立人が申立期間のうち昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を口座振替により納付した可能性を検証したが、D市町村は、「申立期間当時、国民年金の加入手続と口座振替納付の手続を同時に行った場合、事務処理の都合上、最初の引き落としまでに約 2 か月要した。」旨回答していることを踏まえると、当該期間の保険料が口座振替により納付されたとは考え難い。

このほか、申立期間は 90 か月と長期間に及んでおり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 891 (事案 459 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月26日から44年2月21日まで
② 昭和45年1月頃から同年7月頃まで
③ 昭和45年8月頃から46年1月頃まで
④ 昭和47年1月頃から同年12月頃まで
⑤ 昭和53年4月11日から57年7月1日まで

申立期間①については、私は、昭和43年5月26日にA社（現在は、B社）に入社し、44年2月20日まで同社が経営する宿泊施設で勤務していた。

申立期間②については、私は、Cビルの4階にあったDという飲食店で勤務していた。

申立期間③については、私は、E駅付近の商店街にあったFという名称を含む店名の飲食店で勤務していた。

申立期間④については、私は、Cビルの2階にあったGという衣料品店で勤務していた。

年金事務所からの回答によると、各事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間①から④までについて厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間⑤については、私は、H社I支店及び同社J支店でN職種として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。今回の申立てに当たり、新たな資料等はないが、再度、調査の上、申立期間⑤について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚2人の供述から、申立人は、申立期間①において、A社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に同社で勤務していたとされる申立人の姉について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、上記の同僚2人のうち

1人は、雇用保険被保険者資格取得日から約4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間①当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、B社は、「資料が残っておらず、当時の厚生年金保険料控除については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、上記被保険者名簿において、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚9人に照会し、回答の得られた7人からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について供述は得られなかった。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の申立期間①に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「Cビルの4階にあったDという飲食店で勤務していた。事業主の自宅はK市町村（現在は、L市町村）にあり、宿泊施設を経営していた。」と申し立てているところ、オンライン記録及び事業所名簿により、K市町村に所在していたD社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できたため、当時の事業主の妻に照会したところ、当該事業主の妻は、「当時、夫は、Cビル内に、飲食店を2店舗出店していた。」と供述していることから、申立人が申し立てている事業所は同社であると考えられる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年4月16日であり、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の事業主の妻は申立人のことを記憶していない上、申立人は、当時の同僚1人の姓だけしか記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、当時の事業主の妻は、「D社は、既に廃業しており、資料が残っていないため、当時の状況は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「E駅付近の商店街にあったFという名称を含む店名の飲食店で勤務していた。」と申し立てているところ、昭和45年11月発行の住宅地図によると、E駅付近の商店街に「F店」の記載が確認できることから、申立人が申し立てている事業所は同事業所であると考えられる。

しかしながら、オンライン記録により、E都道府県内において、F店及び類似する名称で確認したものの、上記の所在地において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、F店の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は見当たら

ないことから、同事業所の事業主及び役員等の所在を確認することができない上、申立人は、同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「Cビルの2階にあったGという衣料品店で勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録により、E市町村内においてG社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できたため、同社に照会したところ、同社の代表取締役は、「当時、Cビル内に衣料品店を出店していた。」と回答していることから、申立人が申し立てている事業所は同社であると考えられる。

しかしながら、オンライン記録及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、上記の代表取締役は申立人のことを記憶しておらず、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間④において被保険者記録が確認できる上記の代表取締役を除く同僚11人のうち、8人は死亡又は連絡先が不明であり、残る3人に照会したものの、回答の得られた2人は申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、上記の代表取締役は、「資料が残っていないため、当時の状況は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間④において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の申立期間④に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、i) H社が保管する全従業員在籍確認リストから、申立人は、昭和53年4月11日から56年1月31日までの期間は同社I支店において、同年7月1日から57年6月30日までの期間は同社J支店において、それぞれM(N職種)として勤務していたことが確認できるものの、同社は、申立人の職種であるMについては、雇用保険をはじめ、全ての社会保険に加入させていないと回答していること、ii) オンライン記録の事業所情報及び同社I支店及び同社J支店に勤務していた現在の夫のオンライン記録より、申立期間当時、同社I支店及び同社J支店の社会保険の適用事業所は、同社O部であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られない上、申立人の雇用保険被保険者記録においても、申立事業所での加入記録は確認できないこと、iii) 申立期間当時、申立人の元夫が勤務していたP社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、51年7月1日から55年2月27

日までの期間、元夫の被扶養者であったことが確認できること、iv) 申立人が同じN職種として記憶している同僚についても、同社O部における厚生年金保険の加入記録は確認できないこと等の理由から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年3月10日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等を提出しておらず、申立人は、「申立期間⑤は、H社I支店及び同社J支店で勤務していたはずだ。」と主張するのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 12 月 31 日までの期間、A 市町村にあった B 事業所で勤務していた。申立期間において、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が名前を記憶している同僚のうち 3 人が C 社（現在は、D 社）で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できること、及び連絡が取れた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、C 社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C 社は、昭和 44 年 7 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D 社は、「申立期間当時の社長は既に死亡しており、当時の資料は残っていないが、当時の社長夫婦の厚生年金保険の記録から、当社が厚生年金保険に加入したのは、昭和 44 年 7 月頃であると思う。」旨回答しているほか、申立人を記憶している同僚は、「申立期間当時は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」旨回答している。

さらに、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚 4 人は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、当該同僚のうち 2 人は死亡しており、1 人は所在不明であり、残る 1 人に照会するも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について回答が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。